

食料・農業・農村政策審議会経営分科会
農業共済部会

平成18年10月13日

農林水産省

午前 10 時 00 分 開会

開 会

○池田保険数理室長 おはようございます。ただいまから食料・農業・農村政策審議会経営分科会農業共済部会を開会いたします。

私は、本部会の事務局を担当しております経営局保険課保険数理室長の池田でございます。よろしくお願いいたします。今回は、9月15日に、経営分科会の持ち回り審議によりまして農業共済部会が設置されて初めての会合となりますので、部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

出席委員数及び部会成立の確認

○池田保険数理室長 さて、ただいま申し上げましたとおり、農業共済部会が設置されたことに伴いまして、前川経営分科会長から本部会に所属いただく委員及び臨時委員のご指名がありました。これにより、本部会の定数が委員及び臨時委員を合わせまして7名となっておりますが、新山委員につきましては、本日、ご都合によりご欠席でございます。現在、5名の委員にご出席いただいておりますけれども、安倍委員におかれましては電車の遅延で遅られるという連絡を承っております。したがって、5名でございますが、安倍委員を含めて6名で、所属委員の3分の1以上のご出席ということで、食料・農業・農村政策審議会令第9条第1項の規定に基づきまして、本部会が成立しておりますことをご報告いたします。

出席委員及び事務局の紹介

○池田保険数理室長 次に、本日ご出席の皆様をご紹介させていただきます。お手元にお配りしております資料3がありますが、この委員等名簿に従いましてご紹介をさせていただきます。

まず、前川委員でいらっしゃいます。

○前川委員 前川でございます。

○池田保険数理室長 よろしく願いいたします。

次に大木委員でいらっしゃいます。

- 大木委員 大木でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 よろしく申し上げます。

続いて、臨時委員のご紹介をさせていただきます。まず、桑田委員でいらっしゃいます。

- 桑田委員 桑田でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 酒井委員でいらっしゃいます。
- 酒井委員 酒井でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 永木委員でいらっしゃいます。
- 永木委員 永木でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 よろしくよろしくお願いいたします。

引き続きまして、農林水産省の出席者の紹介に移らせていただきます。まず、實重経営局担当参事官でございます。

- 實重参事官 實重でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 村上保険課長でございます。
- 村上保険課長 村上でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 信太保険監理官でございます。
- 信太保険監理官 信太でございます。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 小林保険課技術総括でございます。
- 小林技術総括 小林です。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 そして、鈴木保険課課長補佐でございます。
- 鈴木保険課課長補佐 鈴木です。よろしくお願いいたします。
- 池田保険数理室長 出席者につきましては、後ほど安倍委員がいらっしゃいますが、以上でございます。

会議の公開の確認

○池田保険数理室長 第3番目に、議事の運営でございますが、食料・農業・農村政策審議会議事規則第3条第2項の規定によりまして、審議会は公開が原則となっておりますので、本部会につきましても公開といたしまして、傍聴を希望される方につきましては、事前に申し込みいただき、本日も見えになっておられます。

なお、資料、議事録等につきましても公開することになっておりますので、ご了承ください。

資料の確認

○池田保険数理室長　また、お手元に資料をお配りしておりますが、資料一覧を見ていただきまして、これにありますとおり、資料１から資料10まで、また後ろの方にA３判で付属資料という形で１から４までとなっております。恐れ入りますが、ご確認いただきまして、不足しているものがありましたらお申し付けいただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

實重経営局担当参事官挨拶

○池田保険数理室長　それでは、前段が長くなってしまいましたが、開会に当たりまして、實重経営局担当参事官からごあいさつを申し上げます。

○實重参事官　本日はご参集いただきましてありがとうございます。大変お忙しい中、恐縮でございます。10月１日付けで経営局の参事官を拝命いたしました實重でございます。よろしくお願いいたします。食料・農業・農村政策審議会経営分科会農業共済部会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用のところご参集いただき厚くお礼申し上げる次第でございます。本年の災害の発生状況についてみますと、6月下旬からの梅雨前線の豪雨、それから9月17日に長崎県に上陸いたしました台風13号などによりまして、農作物などへの被害が発生しております。被災された方々には、この場を借りまして心からお見舞い申し上げます。

農業共済関係では、これらの被害に伴いまして、被災された農業者の方々の経営を支援するという観点から、農業共済団体などに経営局長通知を発出いたしました。迅速・的確に損害評価を行って、早期に共済金を支払うように指導しているところでございます。今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、最近の農政の動きについてでございますが、委員の皆様方、ご案内のとおりでございます。いわゆる担い手経営安定新法が去る6月に公布されております。平成19年産

から、意欲と能力のある担い手の方々に対象を限定いたしまして、その経営の安定を図るということで、品目横断的経営安定対策が導入されることになりました。9月1日から、19年産の秋蒔きの麦の作付けに伴う加入の申請が始まっております。今、ちょうど戦後農政の大転換になる新しい経営安定対策が、具体的に動き出したところでございます。この秋蒔き麦の加入申請につきましては、9月1日から始まりまして11月の末日まで受付をするということになっておりますけれども、9月29日段階では、既に566の経営体の方が加入されておられます。

農業災害補償制度との関係、この担い手対策との関係で申しますと、担い手経営安定新法ができましたので、これに基づきまして、担い手に交付される交付金がございます。この交付金の中で、担い手の販売収入の減少に応じて支払われる交付金がございます。これはいわゆる収入減少影響緩和交付金、このように申しますけれども、価格変動に合わせて、価格が下がったときに補填される交付金でございますが、これと、農業共済との関係を整理しないといけないという観点がございます。去る8月2日に開催された経営分科会におきまして、皆様にご議論いただいたところでございまして、農業災害補償制度によって補填をする、この部分と重複が生じないように調整されることとなりました。すなわち、災害によって起こる減収に対しては、共済金が既に支払われたものと見なしまして、それ以外の部分について、収入が減少したときにその影響を緩和する交付金を交付する、このように整理したところでございます。

改めて申し上げるまでもございませんが、我が国は大変自然災害が多い国でございますので、多くの農作物、家畜などを対象とする農業災補償制度は災害対策の根幹でございます。同時に、農業経営のセーフティネットという意味で重要な役割を果たすことが求められております。このため、農業災害補償制度の一層の充実を図るという観点から、8月末に財政当局に対して19年度概算要求を提出しております。その中で、ばれいしょ、大豆の補填割合の引き上げ、あるいは共済目的へのそばなどの追加、こういったようなことを所要の制度改正事項として盛り込んでおります。今後とも、本制度の円滑な普及、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

本日は、果樹共済、それから畑作物共済につきまして、共済掛金標準率の算定方式についてご審議をいただきます。諮問事項の共済掛金標準率の算定方式につきましては、農業者から納入していただく掛金の額を決める基本となるものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様方におかれましては、引き続き農業災害補償制度の発展にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、またお礼を申し上げて、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

部会長選出

○池田保険数理室長 それでは、議事を進行させていただきます。

冒頭に申し上げましたとおり、本日は委員が選任されて初めての部会でありますので、まず、部会長を選出していただく必要がございます。食料・農業・農村政策審議会令第7条第3項の規定によりまして、部会長は部会に属する委員の互選により選任する、ということになっております。部会長の互選につきまして何かご意見がありましたらお願いをいたします。

(大木委員挙手)

大木委員、よろしくお願いいたします。

○大木委員 大木でございます。

僭越でございますけれども、保険理論や農業共済制度に関して、とても深いご見識をお持ちでいらっしゃる、また従前から農業共済関係の審議を経営分科会長としてお務めいただいております前川委員に、部会長をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○池田保険数理室長 大木委員からご提案がありましたし、皆様から異議なしということでございますので、前川委員に部会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

恐縮でございますが、部会長席の方に移動方よろしくお願いいたします。

前川部会長挨拶

○池田保険数理室長 それでは、今後の当部会の運営につきましては、前川部会長にお願いすることといたします。すみませんがよろしくお願いいたします。

○前川部会長 前川でございます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。新たに農業共済部会長を拝命いたしました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、平成18年9月29日付けで、農林水産大臣から、先ほどお話がございました果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について諮問がなされ、このことにつきまして調査審議を行うために農業共済部会を開催させていただくことになりました。諮問の内容につきまして、後ほど事務局から説明していただきますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

委員各位のご協力をいただきまして、円滑な進行に努めてまいりたいと思いますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

部会長代理選出

○前川部会長 それでは、議事を進めさせていただきますが、部会の運営のために部会長代理を決める必要がございます。食料・農業・農村政策審議会令第7条第5項によりますと、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとなっておりますので、僭越ですが、私から指名をさせていただきたいと存じます。

恐縮でございますが、大木委員に再度お願いをしたいと思います。大木委員、いかがでございましょうか。

○大木委員 一生懸命務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○前川部会長 ありがとうございます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

部会運営内規の決定及び小委員会の設置について

○前川部会長 次に農業共済部会の運営につきまして、9月15日の持ち回り経営分科会でお示ししておりますが、それを規定したもの、運営内規案をご審議いただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○池田保険数理室長 それでは、資料5をご覧くださいませでしょうか。真ん中ほどにございます4枚紙でございますが、ここに農業共済部会の運営内規案をお示ししてございま

す。前川部会長からお話がありましたとおり、9月15日の持ち回り経営分科会で当部会が設置されました。このことによりまして、これまで経営分科会の下に設けていた小委員会が廃止されてございます。資料5の3ページの参考1をご覧くださいませでしょうか。左の図にありますとおり、この前の持ち回り経営分科会が始まる前、9月14日以前につきまして、この一番下に書いてありますが、農業災害補償法の施行に関する小委員会がありまして、ここで家畜共済に係る診療点数と薬価基準に関する事項につきましては、それぞれの専門的知見を有する専門委員の方々によりまして、調査審議をいただいていたところでございます。先ほど申し上げましたように、これが今、なくなっている状況でございますので、今後とも、こういう部会で皆様に審議いただく場合に、詳細な検討が必要であろうということで、当部会の下に、変更後の右の方を見ていただきたいんですが、家畜共済小委員会（案）と書いてありますが、これを設けるとというのが、この運営内規案の趣旨でございます。

恐縮ですが、1ページに戻っていただきまして、内規の条項でございますが、第2条に、「部会に家畜共済小委員会を置き、次に掲げる事項を調査審議させる」ということで、二つほど書いてございまして、第1号が、家畜共済に係る診療点数に関する事項。次のページにまいりまして、第2号が「家畜共済に係る薬価基準に関する事項」ということでございます。また、家畜共済小委員会での審議内容につきましては、第5条の第3項に規定してございますけれども、審議を担当した専門委員の中の座長というのを決めますが、座長から当部会に審議の経過を報告していただきまして、この報告を踏まえて、皆様に審議いただくこととしたいと考えているところでございます。

概略、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○前川部会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、もし何かご意見、ご質問がございますでしょうか。ございましたら、ご質問をお願いいたします。これまでと内容は変わらない運営内規でございますので、あまりご質問もないかと存じますけれども、これでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前川部会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見がないようですので、資料5の食料・農業・農村政策審議会経営分科会農業共済部会運営内規を農業共済部会の決定事項とさせていただきます。

小委員会に所属いただきます委員につきましては、食料・農業・農村政策審議会議事規則第10条の規定によりまして、部会長が指名することになっております。家畜共済に係る薬価基準に関する事項については、毎年ご審議いただきますので、今年1月にご審議いただいた4ページの専門委員に引き続きお願いすることといたします。

また、診療点数に関する事項につきましては、平成20年にご審議いただく予定ですので、追って指名をさせていただくことにいたします。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前川部会長 ありがとうございます。

果樹共済及び畑作物共済の制度の仕組み及び平成15年制度改正の概要について

○前川部会長 それでは、審議事項に入りたいと思いますが、本日は、先ほどお話がございました果樹共済及び畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式が諮問事項でございますので、果樹共済及び畑作物共済の制度の仕組み及び平成15年制度改正の概要を、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村上保険課長 保険課長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料6をご覧くださいと思います。“釈迦に説法”ではございますが、私の方から果樹共済及び畑作物共済の制度の仕組みと、平成15年の制度改正の概要につきまして、簡単にポイントをご説明したいと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧くださいと思います。まず、果樹共済制度の仕組みでございますが、大きく2つに分かれております。果実の減収と品質低下を補填対象といたします収穫共済と、それから、樹体自体の損害を填補する樹体共済、大きくこの2種類の事業がございます。

共済目的はここに並べられておりますように、主要な樹種がほぼ網羅されております。

それから、加入についてでございますが、下に書いてございますように、組合等が定める加入面積基準以上について栽培の業務を営む者が加入できる、という形になっております。

それから、3ページをご覧くださいと思いますが、引受方式でございますが、収穫共済については17種類の方式がございまして、この中から共済組合等及び農家が、それぞれ自分に合った方式を選択できると、こういう形になっております。

まず、半相殺農家単位方式、これは、その農家の被害樹園地の減収分を合計いたしまして損害を把握する方式でございます。すべての共済事故を対象とする減収総合方式と暴風雨とか、降ひょうとか、特定の危険のみを填補する特定危険方式、この二つに分かれております。さらに、減収総合方式も共済責任期間の長短によりまして、一般方式と短縮方式に分かれております。それぞれ足切割合というものが定められております。これは、保険の基本的な考え方といたしまして、すべての損害を填補したのでは、被保険者が損害防止の努力を怠るおそれがあるということで、一定部分を支払の対象から除くという扱いにしているものでございます。減収総合方式では足切りは3割、特定危険方式では2割となっております。

それから、全相殺方式でございますが、これは農家単位で増収分と減収分とを相殺して、農家全体としての損害を把握する方式でございます。この中には、減収のみならず品質の低下も填補する品質方式も定められております。それから、災害収入共済方式でございますが、これは果実の減収と品質低下によります生産金額の減少を填補する、というものでございます。上の方式が減収量を填補するのに対しまして、この方式は生産金額の減少を填補すると、こういう形になっております。

1ページめくっていただきまして、4ページでございますが、樹園地単位方式、これは、個々の被害樹園地ごとに損害を把握する方式でございます。この方式につきましても、減収総合方式と特定危険方式が定められております。

それから、樹体共済でございますが、これは引受方式は1種類でございます。

次に、その下の共済責任期間でございますが、先ほど申し上げましたように、長期と短期、二つの方式がございます。基本は花芽の形成期から収穫期まで、約1年半程度の期間でございますが、これでは長過ぎるということもございまして、発芽期から収穫期まで、半年から1年程度の期間を共済責任期間とする短縮方式、というものもあります。

それから、5ページの共済金額の算出方法でございますが、共済金額と申しますのは、いわゆる補償価額のことでございます。これは基本的には、果実の単位当たり価額に標準収穫量、すなわち平年収穫量を乗じて得た標準収穫金額、これを基礎といたしまして、これに組合の定める最低割合を掛けた金額から、最高7割を乗じた金額までの範囲内で、農家が申し出た金額を共済金額とすると、こういう形になっております。

以下、引受方式ごとに、若干、上限割合などが変わりますが、基本的な仕組みは同じでございます。

6 ページをご覧くださいんですが、共済掛金の算出方法でございますが、これは共済金額に共済掛金率を乗じて算出いたします。共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎として基準共済掛金率を定めまして、これを下らない範囲内で各組合等が掛金率を設定すると、こういう形になっております。基準共済掛金率は3年ごとに改定が行われます。それから、掛金の2分の1は国庫が負担すると、こういう形になっております。

また、損害評価のやり方でございますが、まず組合等が検見又は実測の方法で現地調査を行いまして減収量を認定いたします。これを連合会に報告いたしまして、連合会は抜取調査を行いまして、この組合等の認定結果をチェックすると、それによって適正な評価を行うと、こういう形になっております。

それから、7 ページの共済金のところをご覧くださいんですが、支払共済金の算出方法でございますが、これは先ほどの共済金額に支払割合を乗じて求めるということになっております。半相殺方式及び全相殺方式の支払割合の算出式が、ここの表の中に書いてあります。ちょっとややこしい式ですが、要は基準収穫量分の減収量、これが損害割合でございます。半相殺、全相殺ですと、足切割合3割でございますから、この損害割合が10分の3を超えると支払が始まる、損害割合が大きくなるに従って、支払割合が徐々に増えていきまして、損害割合が10分の10になりますと、共済金額の全額が支払われると、こういう形になっております。

以下、他の方式も基本的な考え方は同じでございます。

続いて、8 ページの事業実績のところをご覧くださいと思いますが、真ん中に引受率がございますが、収穫共済では24%、樹体共済では4 %程度ということで、まだまだ低い状況でございます。

収支状況につきましては、平成16年産については、台風被害などがありまして、各段階とも、組合等、連合会、政府とも赤字になっております。累計で見ましても、組合等で約50億円程度、政府段階で550億円程度の赤字が累積しているという状況になっております。

それから、9 ページをご覧くださいと思いますが、畑作物共済制度の仕組みでございますが、まず共済目的でございます。ばれいしょ、大豆等、主要な畑作物が網羅されておりますが、いわゆる葉物野菜につきましては、技術的な問題点などがいろいろありまして、それは対象となっております。

加入についてでございますが、先ほどの果樹の場合と同じように、組合等が定める加入

面積基準以上の者が加入できることになっております。ただ1点、特色といたしまして、真ん中あたりのただし書のところに書いてありますが、組合が共済目的としている農作物すべてについて一括して加入しなければならない、一括加入制という仕組みがとられております。これは、畑作物につきましては、通常、幾つかの作物は輪作体系で栽培するという形がとられることが一般的でございますので、そういうものは一括して引き受けるのが合理的であるという考え方に基づくものでございます。

1ページめくっていただきまして、10ページをご覧くださいと思いますが、引受方式でございます。半相殺、全相殺、それから一筆単位方式、これは先ほどの果樹の樹園地単位方式に相当するものでございますが、耕地一筆ごとに損害を把握する方式でございます。それから、災害収入共済方式、この4通りございまして、それぞれ対象作物が定められております。

大豆につきましては、半相殺、全相殺、一筆単位方式の3種類認められておりますので、各共済組合等及び農家が、自分に合った方式を選択すると、こういうことになります。

それから、共済責任期間でございますが、基本的には、発芽期又は移植期から収穫期までということになっております。

11ページをご覧くださいと思いますが、共済金額の算出方法でございますが、単位当たり共済金額に、農家の基準収穫量すなわち平年収穫量の一定割合を乗じて算出いたします。半相殺方式の場合は、大豆は8割、それ以外の作物は7割ということになっております。他の方式も、上限割合は若干違いがございますが、基本的な仕組みは同じでございます。

それから、共済掛金の額の算出方法でございますが、果樹と同様、共済金額に共済掛金率を乗じて求めるということでございます。なお、国庫負担は、畑作物につきましては、蚕繭は2分の1、それ以外の作目は100分の55ということになっておりまして、若干、優遇されているということでございます。

1ページめくっていただきまして12ページでございますが、損害評価のやり方でございますが、これは基本的に先ほどの果樹と同様でございます。

それから、共済金の支払額の算出方法でございますが、これは下の式にありますように、単位当たり共済金額に共済減収量を乗じて算出いたします。共済減収量とは、要は、平年並みの収穫量から当該年の収穫量を差し引きまして、減収量を算出いたします。それから、足切割合に相当する量を差し引いたものが共済減収量になると、こういうことでござい

す。

次の13ページをご覧くださいと思いますが、事業実績でございます。農作物については54%、蚕繭につきましては82%と、かなり高い引受率になっております。収支状況につきましては、16年産につきましては、政府で赤字が出ておりますが、累計を見ますと、3段階とも黒字になっております。

1ページめくっていただきまして14ページでございます。平成15年に制度改正が行われておりますが、そのポイントは、農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大ということでございます。すなわち引受方式のメニューを増やしまして、農家の選択肢を増やそうと、こういうことでございます。

果樹共済につきましては、従来の半相殺、全相殺、災害収入共済方式に加えまして、樹園地単位方式が新たに導入されております。また、全相殺及び災害収入共済方式につきまして、従前は、この方式を実施できる地域を農林水産大臣が指定するという形になっていたんですが、この地域指定制が廃止されまして、個々の農家が要件を満たせば、全国どこでもこれを実施できるということになりました。

次に畑作物共済についてでございますが、畑作物につきましては、まず大豆につきまして、一筆単位方式が新たに導入されました。それとともに、全相殺方式及び災害収入共済方式につきまして、果樹と同様、地域指定制が廃止されております。

1ページめくっていただきまして、畑作物共済につきましては、先ほど申し上げましたように、一括加入制がとられておりますが、15年にこれが一部緩和されております。すなわち、近年、いわゆる輪作体系とは無関係な作物が増えてきている。例えばスイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、こういうものが14年から共済目的に追加されているということも踏まえまして、この輪作体系と無関係な作物については、一括加入制の対象から外すことができると、こういう形の改正が行われたところでございます。

以上でございます。

○前川部会長　ありがとうございました。

ただいま、資料6の果樹共済及び畑作物共済の制度の仕組み及び平成15年制度改正の概要について説明をいただきました。

平成18年の農作物等の被害状況等について

○前川部会長 続きまして、本年も台風13号の襲来等の気象災害が発生しておりますので、平成18年の農作物等の被害状況等についてご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○信太保険監理官 保険監理官の信太でございます。資料7をご覧くださいませでしょうか。先ほど、参事官の方からのご説明もありましたが、本年の被害状況につきまして、この資料の1のところの表に入れてございますが、昨年の12月初旬からの降雪ということで、広い範囲ですね、柑橘類の雪焼けですとか、りんごの枝折れ、あるいはパイプハウスの一部破損、倒壊といったことで、被害総額ということでいきますと、146億円ぐらいの規模の被害が生じております。

それから、今年の6～7月の梅雨前線豪雨によりまして、長野や鹿児島等々で大雨によって水稻、あるいは果樹等の被害が出ているということでございます。

台風10号につきましては大した被害は出ませんでした、その後9月17日に長崎に上陸しました台風13号でございます。これにつきましては、水稻や大豆につきまして倒伏、あるいは上陸が夜間の満潮時に重なったということもありまして、潮風害からみかん、なし等ですね、果樹の落下、あるいはパイプハウスの倒壊等々で九州、山口県等々で被害額が311億円という甚大な被害が生じているということでございます。

また、この資料には書いてございませんが、春先以来の低温日照不足ということで、麦の生育なり、登熟の抑制ということで収量低下をもたらしております。それから、水稻につきましても、9月15日現在の作況でございますが、97ということで、やや不良という形になっております。さらに、先週から連休にかけて、5日から9日の低気圧による暴風雨の関係で、北海道、東北等で水稻なり大豆、ピート等の冠水被害、ハウスの倒壊といったことも起こっております。この被害状況につきましては、今現在、調査をしているというところでございます。

2番のところに台風の上陸数ということで参考までに掲げておりますが、平成16年、一番右にありますが、史上最多の10個の台風が上陸していますが、平年2.6個。今年は今のところ2個、10号と13号ということで2個でございます。ちなみに10月以降、台風が上陸しているのは、平年ですと0.1個ということでございますので、10月は、この後上陸するという可能性はあまりないだろうというふうに見ております。

それから、3のところに過去10年の共済金の支払額を載せております。共済金の支払では、ここに載っておりませんが、平成5年の大冷害のときに、トータルで5,500億円程度の

共済金の支払という大きな実績がございます。ちょうど水稻の作況74ということでございましたが、過去10年で見ますと、下のほうにあります平成15年の冷害、水稻作況90、共済金の支払額1,871億円。その翌年平成16年、水稻の作況が98でございますが、10個の台風の上陸もあって、1,353億円という被害が出ています。一方、去年は比較的被害が少なかったということでございます。

今年の年間の見込みでございますが、現時点で、まだ水稻が収穫の途中であり、また果樹等もございますので、今後、大きく数字が動く可能性がございますので、今回、数字はここに掲げておりませんが、昨日12日現在の見込みで申し上げますと、トータルで共済金が1,050億円程度と見込まれております。昨年よりはかなり多い。ただ、一方で、過去10年の平均値が1,100億円程度ですので、それよりは少し少ないのかなといった状況でございます。ただし、先ほど申し上げましたように、9月15日現在の水稻の作況見込が97でございまして、この表を見ていただきましてもわかりますように、水稻の作況が98を下回っている、やや不良というようなときには、トータルとしてかなり大きな被害になっているということでございますので、今後の水稻の収穫状況によっては、どういうふうになっているか、ちょっと危惧をしているところでございます。いずれにしましても、今後、収穫に際して、共済団体の方で、損害評価をやって、正確な数字が出てまいりますので、まだ、正確な数字がしばらく時間がかかるという状況でございます。

とりあえず、今年の被害状況ということで、簡単でございますが、以上でございます。

○前川部会長 ありがとうございます。

諮問事項説明

○前川部会長 それでは、農林水産大臣から諮問のありました事項についての審議を始めたいと思います。まず諮問事項の 果樹共済の共済掛金標準率の算定方式について、諮問事項 の畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について、につきまして、一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。

○池田保険数理室長 では、私、池田の方からご説明をさせていただきます。

まず資料8に、皆様にご送付させていただいている諮問がございます。これを具体的にご説明するに当たって、違う資料を使って説明させていただきたいと思いますが、例年のように、恐縮ですが、資料9の参考資料と、付属資料を基にご説明したいと思います。ま

ず、果樹共済について、付属資料の１と２、それと、資料９でご説明できればと思っております。３種類で恐縮でございます。

（安倍委員来場）

安倍委員、よろしくお願いいたします。少し時間を置かせていただきます。ご苦労さまでございます。

○前川部会長　ちょうど今始まったところです。

○安倍委員　そうですか。申しわけありません。

○池田保険数理室長　恐縮です、もう一度、資料９の参考資料と果樹共済について諮問事項をご説明しております付属資料の１と２、一番下の方ですがＡ３判がございますので恐縮でございます。

まず、前回、農作物等につきまして、共済掛金標準率の算定方式をご審議いただきましたが、例年だいたい１月に審議会を開かせていただいております。ただ、畑作物と果樹につきましては、特に畑作物が、お茶とか春蚕繭とかが、１２月に共済責任期間が開始いたします。果樹も今からご説明しますが、２月から開始いたしますので、早目にご審議いただいて、このご審議の基に掛金率を計算させていただいて、早く告示したいということもございまして、この時期に開催させていただいております。

では、まず付属資料１でございますが、解説版と書かせていただいております。諮問事項を左に、右側に解説を若干掲載させていただいております。記の１でございますが、果樹共済の共済掛金標準率の算定方式について、ということございまして、各組合の設定する掛金率の基になる標準率でございます。各組合はこれを下回らないように設定することになってございます。

果樹共済につきましては、二つほどございまして、収穫共済と樹体共済というのがございます。恐縮でございますが、参考資料９の１ページ目にございますが、果樹共済の種類ということで、収穫共済と樹体共済と書いてあると思います。単純にいいますと、果実の部分と、果樹の樹体の部分ということでございます。まず、収穫共済の方につきましては、１９年２月１日以降に共済責任期間が開始するものにつきまして、うめとか、すももとか、かきがございます。それから、１９年度以降に責任期間が開始する樹体共済がございます。樹体共済は年度になってございますが、これは資産でございますので、家畜共済とか、園芸施設共済と同様に年度で仕切ってございます。それぞれにかかる共済掛金標準率ですが、次により算定するというようにしてございます。

まず第一に、果実の方の収穫共済でございますが、被害率を基に計算いたしますので、その基礎被害率について、どういうようにするかというのを、ここに書いてございます。共済目的の種類ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと、というようにしてございます。昭和61年産から平成17年産ということで、20年間の金額被害率を基礎といたしまして、必要に応じ、修正を行ったものを各年の基礎被害率ということにしております。前回、3年前にお諮りしたときと変わってございませんけれども、年産を直近にまでしてございます。前回、3年前は、昭和58年産から平成14年産までというものでございましたが、それを3年新しくしているというところでございます。

説明がちょっと逆になったんですが、共済目的の種類ごととかいうことにつきましては、参考資料の同じく1ページでございますけれども、2に共済目的の種類を掲げさせていただいております。果樹共済の対象品目ということで、うんしゅうみかん、なつみかん、中・晩柑類でまとめてございますが指定かんきつ、それから、りんご、ぶどう、なし等々、パインアップルまで16種類ということでございます。指定かんきつにつきましては、12種類ほどここにまとめておりまして、晩柑類をまとめておるわけでございますが、これを含めると、全部で27の種類があるということでございます。

それから、収穫共済の共済事故等による種別というのを3に書いています。これが、先ほど、村上課長からも概要のときにご説明いたしました。いろいろ引受方式がありまして、例えば特定危険のように、暴風雨とかひょう害とか、そういう特定の危険につきまして、引受をしているという、種類を分けているということでございます。このような方式により被害率が変わってきますものですから、これごとに分けてやるということでございます。

それで、付属資料1に戻らせていただきますが、先ほど申し上げた実績金額被害率を基礎といたしまして、必要に応じ修正を行うということで、これは組合の合併があった場合に、新しい組合で整理するものでございます。これを各年の基礎被害率といたします。

2番でございますが、収穫通常標準被害率という言葉が出てございます。

これをご説明するに当たって、責任分担、組合等と連合会と政府の関係がございまして、資料9の参考資料の2ページを見ていただけますでしょうか。果樹共済につきまして、今申し上げた組合等、連合会、政府のこの3段階の責任分担はこうにしております。今からご説明しようとしている通常標準被害率（q）というのがございますが、これ以下の部分を団体が責任を持つという形にしております。一定の被害率以下の部分を、連合

会が一部、責任保険歩合という形で見ますけれども、組合等を中心として、これ以下の部分の責任を有する。それを超えた部分は基本的に政府の責任となる。当然モラルハザードといいますが、自己責任と申し上げますか、そういうことがありますので、団体の責任部分も一部ございますが、基本的に一定の被害率を超える部分は政府が責任を持つ、という形にさせていただきます。

それで、この通常標準被害率（ q ）でございますが、付属資料1に戻らせていただきますが、先ほどの共済目的の種類、それから共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに求めました各年の基礎被害率のうち、収獲通常標準被害率以下の部分の被害率の平均値、これを p_1 とするとときに、次の式を満足するように、その q 、収獲通常標準被害率を定めるということにさせていただきます。

これだけではわかりいただけないと思いますので、右の方の解説を見ていただきたいと思います。この通常標準被害率の算出につきましては、不足率という概念を使っております。何かと申し上げますと、この右の図にありますように、一定の責任部分、共済団体の支払責任額の上限である q を設けまして、それ以下の被害率の平均値、いわゆる団体の手持ちの収入になるかと思いますが、その部分とを比較いたしまして、その差の部分というのは、共済団体段階で赤字が出る、不足が出るということから、不足率と呼称してございます。この不足率をどの程度にするかというのが、先ほどの算定式でございます。不足率が大きすぎますと、いわゆる手持ち掛金を上回る共済金支払が発生する可能性が大きくなりますので、組合の収支が悪化するおそれがある反面、逆に小さくすると、政府等の手持ち財源が小さくなって、ここにしわ寄せが来るということで、平成6年産から経験則、収支相等を踏まえまして、不足率の割合と水準、恐縮でございますが、この下の表の真ん中あたりに、不足率の割合と水準というのが書いてございますが、この割合と水準を、先ほど申し上げた収支相等の観点から決めてございます。割合を0.25、水準を1.0という形にさせていただきます、この二つの式を1対1の比で合成するということによりまして、算定式を作っております。この二つの式の合成の一番下に波線が打ってございますが、 $p_1 = 0.9 \times q - 0.5$ ということになります。これが左側の諮問に書いてある算定式の根拠でございます。

さて、それで通常標準被害率というものを今求めました。次に、2ページ目に入らせていただきますが、この通常標準被害率を基に、団体の責任部分と国の責任部分を分けます。3のところに収獲共済掛金標準率と書いてありますが、まず（1）で、各年の基礎被害率

のうち、収穫通常標準被害率を超えないものにあつてはその被害率を、超えるものにあつては収穫通常標準被害率を用いて、平均値を算定します。その平均値に、将来の予測値の振れを、統計論的に一定程度の幅で勘案しないといけないものですから、安全率を付加するというものを、収穫通常共済掛金標準率とすると書いてございます。

これもちょっとイメージがおわかりにくいかと思ひまして、付属資料2の1枚紙を見ていただけますでしょうか。そこに算定の手順が書いてございますが、右側のイメージ図を見ていただけますでしょうか。先ほどご説明したqという水準、収穫通常標準被害率という水準がございまして、この線を引きまして、昭和61年産から平成17年産、毎年の基礎被害率がございまして、このq以下の部分につきまして、平均を出します。平均を出して、その上に安全率をつけてございまして、これが通常共済掛金標準率で、今ご説明したものでございます。

それから、上の部分でございまして、上の部分は諮問の(2)に書いてございますけれども、上の部分につきまして、20年で平均したものを出します。これを異常共済掛金標準率といたしまして、通常共済掛金標準率と合わせて、付属資料2のイメージの一番右になりますが、 P_1 と P_2 合わせたものが共済掛金標準率ということでございます。

付属資料1の方に戻っていただきまして、今、イメージ図でご説明させていただきましたが、3の(2)で書いてあるのが、qを超える部分、通常標準被害率を超えるものを示してございます。先に説明してしまいましたが、これが収穫異常共済掛金標準率、 P_2 と書いてあると思いますが、それでございます。そして、(3)で P_1 と P_2 、収穫通常共済掛金標準率と収穫異常共済掛金標準率を足したものを、収穫共済掛金標準率とするということでございます。

それで、諮問はここまででございますけれども、この2ページ目の右下に一部追加して書いてございます。というのも、我々ここまで共済掛金標準率を出しますけれども、手順といたしまして、もう一つやることがございます。それが収穫基準共済掛金率、 P_j の算出方法について、というのが右下に書いてありますが、それでございます。何をやるかと申し上げますと、今、求めました収穫共済掛金標準率につきまして、品種とか栽培方法別に、やはりいろいろ被害態様が違うということがございまして、参考の表に書いておりますが、例えばうんしゅうみかんでいいますと、早生、普通、プラスチックフィルムが被覆材として使用されているもの等々につきましては、類区分を設けるということをしてございます。この類区分ごとに基準、今度は基準でございまして、基準共済掛金率を定める。

被害率の態様が違うものですから、そういうことをするというところでございます。

もう一度付属資料2を見ていただきまして、イメージ図の、先ほどご説明した共済掛金標準率のところから下の方に矢印が行っておりますが、下の段の方で、共済掛金標準率を、危険の程度、共済金額によって類に分けるというように示してございます。おへそはこの共済掛金標準率にあわせていただいて、類ごとに、その地元の県等の状況によりまして、共済金額割をしていただいているところでございます。

続きまして、果樹の2番目の樹体共済をご説明させていただきたいと思います。付属資料1の3ページでございます。この諮問の第2の樹体共済と書いてありますが、算定方式は基本的に収穫共済と同一でございます。違うところをご説明いたしますけれども、1の基礎被害率、冒頭に書いてあります共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに算定してございます。先ほどの収穫共済は、これに共済事故等による種別ごとというのがございました。樹体共済にはこれがございませんが、なぜかと申し上げますと、樹体被害は、雪害とか風水害等でございます。果実と違いまして、樹体そのものの資産価値を失うほどの被害も少ないということもございまして、多様な種類分けをするといった要望もございません。ということで、ここに事故等による種別というのがございません。共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに行うこととしているところでございます。

その下の2の樹体通常標準被害率ですが、これは収穫通常標準被害率と同一の算定式でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページでございまして、4ページの3の樹体共済掛金標準率ですが、これも収穫共済と同一でございます。

そして、右下に、樹体基準共済掛金率というのが書いてございますけれども、これは収穫共済と同じように類区分ごとに基本的に樹体共済掛金標準率を分けるという仕組みがございまして、しかし、一番最後に、なお書きがありますが、現在、類区分は設定されておりませんので、樹体共済掛金標準率と樹体基準共済掛金率は同一となります。収穫物と樹体を比べた場合に、樹体の被害態様というのは生育の程度に応じて異なるということだと思っておりますが、そうすると、想定される区分は結果樹と幼木という形になるかと思っております。でも、果樹は毎年結実して収益をもたらすことに資産価値がありますので、対象は結果樹だけということになるというところで、現行で類区分を設けておりません。収穫共済と樹体共済の違いは以上でございます。

続きまして、畑作物共済の説明を付属資料3と付属資料4がありますので、そちらの方

でご説明したいと思います。それでは、諮問事項の方でございますけれども、畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式について、というところでございます。平成19年産からの畑作物共済に係る共済関係に適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次のように算定するとしてございます。一次でございますので、二次が当然あるわけございまして、それは後ほどご説明したいと思います。

基礎被害率でございますけれども、その前に、まず、参考資料9の畑作物共済のですね、7ページに、共済目的の種類等と書いてございます。基礎被害率の算定に当たっては、この共済目的の種類ごとにいたしますが、1番に畑作物共済の対象とする共済目的の種類が書いてあります。先ほど課長の方からも説明がありましたが、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげんから蚕繭までの12種類でございます。

この畑作物共済の責任分担でございますが、参考資料の9ページに責任分担を書いてありますが、果樹共済と違うのがおわかりいただけるかと思います。連合会が一番下にございまして、その連合会が一定部分、これも後ほどご説明しますが、通常標準被害率以下の部分の責任を持つ。その上は基本的に政府。組合等は全体の責任の一定割合を10%ないし20%有するという形でございます。

なぜ連合会の段階で一定の通常標準被害率以下の責任を有するかということでございますが、畑作物共済は、先ほど共済目的でもご説明したように、てん菜とかさとうきびのように地域が限定されているものがございます。さらに各府県でも大豆等やっておりますが、このように特定の共済目的について引受があるものや、蚕繭のように同一県内でも地域的に偏在しているということがございますので、したがって、県単位。母集団を確保するためにも、県単位での基礎被害率を算定するという形にさせていただいているところでございます。

それで基礎被害率に入らせていただきますが、付属資料3の左側の1、基礎被害率でございます。共済目的の種類ごと、括弧書きを飛ばさせていただきますが、及び都道府県の区域ごと、先ほど申し上げた県の区域であるということに、直近の20年間、昭和61年産から平成17年産までの実績金額被害率を基礎といたしまして、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする、としてございます。共済目的の種類ごとの後に括弧書きがあります。基本的に、畑作物共済につきましては、引受方式が一つでございますけれども、これも課長からの説明にありましたように、大豆につきましては方式が三つあります。一筆単位方式、半相殺単位方式及び全相殺方式でございます。それから、お茶については、

半相殺と災害収入方式の二通りあるということでございます。したがって、引受方式ごとに当然被害率が変わってきますので、引受方式ごとに算定しますよというのが、この括弧書きで言っているところでございます。

なお、金額被害率を基礎といたしまして、必要に応じ修正を行ったものということにしておりますが、これは今のように引受方式の変更時にそれに見合ったものとするように修正するというところでございます。

それで、2でございます。畑作物一次共済掛金標準率ということで、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、これに所要の安全率を付加したものを畑作物一次共済掛金標準率とする、という形で、下の方に「1P」と書きましたが、これだけでは当然わかりにならないと思いますので、右側の方に果樹と同様にご説明をさせていただいております。一番上の畑作物通常標準被害率の算定基礎率の算定としております。果樹共済と同じようにqを引くということでございますけれども、不足率の概念を使います。ただ、ここにq というのがございまして、わかりにくいと思いますが、これは付属資料3の1ページの一番下に注書きを載せてございます。そこにありますように、畑作物共済は県単位ごとに設定しておりますので、収穫時期が近いなどの類似性のある複数の共済目的によって構成される区分——これを我々は畑作物共済再保険区分といっておりますが——ごとに、その再保険区分の畑作物通常標準被害率qを算出しているとしてございます。一定のものをまとめるということでございまして、相殺効果も働かせるという観点もありまして、この再保険区分がございまして、そういう仕組みにしておりますので、再保険区分ごとに引くのが通常標準被害率でございますので、ただ、技術的に作物ごとにやらないとできないということがございまして、技術的な観点で作物ごとに算定しておりますので、それを算定基礎率という形でq という形で書かせていただいているわけでございます。

ただ、その算定基礎率q でございますが、不足率の概念は同様でございます。収支相等の観点も踏まえまして、右の表の真ん中あたりの不足率の割合と水準は、果樹共済と同様に0.25と1.0とさせていただいております。昭和54年の制度創設時からこのようにしてございます。

ただ、2つの式をウェイトで合成するのですが、果樹と違うのは、果樹は1対1だったのですが、1対3にしてございます。ウェイトが異なります。これはなぜかと申し上げますと、果樹共済は組合等単位的设计ということを申し上げました。畑作物共済は連合会単

位、いわゆる県単位でございます。そうすると、県単位の方が引受規模が安定いたしましたして、一般に被害率の変動も小さいものとなりますので、不足金の大きさを示す絶対的な不足率の水準、これを一定にする、自己責任分の幅を固定化すると申し上げますか、という考え方を強くした方が、事業運営の安定化が図られるという理論的な、あるいは経験則からこのようにしているところでございます。したがって、割合と水準のウェイトが果樹共済と変わっているというところでございます。

このようにして計算した結果が、その１ページの一番下に載っております $p_1 = 0.9q - 0.8$ 。ウェイトが異なるものですから、先ほどの果樹が $0.9q - 0.5$ だと思いますが、この 0.5 が 0.8 になってございます。これに基づきまして通常標準被害率の算定基礎率の線を引きます。それで、線を引いてどうするかということでございますが、付属資料４の畑作物共済の共済掛金標準率等の算定手順のイメージ図でご説明したいと思います。右の方を見ていただきまして、 q で線を引いてございます。 q 以下の部分につきましては、先ほどの果樹共済と同様に、20年分の平均値をとりまして、それに一定の安全率を加えるということでございます。これが、連合会の方の基本的な責任の部分になるわけでございます。

それから、その上の部分につきましては、これも上の部分だけ足しまして、20で平均いたしまして算出する。これが基本的に政府の部分というところでございます。

この二つを合わせて合成して、一番上の段の一番右に書いてございますけれども、一次共済掛金標準率というのを作るのが作業でございます。その作業によってできたものが、諮問文にある一次共済掛金標準率でございます。

諮問にあるのは以上ですが、果樹共済と同様に、これも諮問以降の手順として、少しあります。それにつきましては、付属資料３の右下の方と、付属資料４のイメージ図をあわせてご説明できればと思っておりますが、まず、付属資料３の２ページの右下の方に、畑作物二次共済掛金標準率というのが書いてございます。これにつきましては、先ほど果樹の方でもちょっと申し上げましたが、類区分というものを求めるということでございます。畑作物の一次共済掛金標準率、 p_1 につきましては、品種とか収穫時期の差異によって、価格とか被害の発生態様が異なるものでございますから、こういう類区分というのを設けてございます。

恐縮ですが、参考資料の７ページをお開きいただきまして、２のところに共済目的の種類等という形で書いてございます。その表の右の方の品種、栽培方法等に応ずる区分で

ございますが、ばれいしょで申し上げますと、1類から8類までございます。まず春植えであるか、秋植えであるかという分け方、それから、用途がありますので、用途によって被害の態様も違ってまいりますので、でん粉加工用か、食品加工用か、種子用か、あるいは生食用かというような分け方をしておりまして、この類ごとに、共済金額によりまして、先ほどの一次共済掛金標準率を加重平均いたしまして、畑作物二次共済掛金標準率を定めるということでございます。

付属資料4のイメージ図の下段の方を見ていただきますと、上段で算定した一次共済掛金標準率を下段に持ってきておりまして、そこから類が、例えば三つあるという場合につきましては、その共済目的の種類等に応じまして共済金額ウェイトで、おへそは一次にするということで、県の意見も聞いて分ける形にしてございます。これが二次共済掛金標準率です。

もう一つありまして、付属資料3の一番最後に書かせていただきましたが、基準共済掛金率というのがございます。今、二次まで求めましたが、それにつきまして、これは県単位でございまして、都道府県の範囲では広過ぎるというようなことで、「危険の程度が類似する地域」と書いてございますが、県知事が、例えば、設定する区域分けをするということで、組合等の区域とか、組合等の区域を分けた区域につきまして、これも被害の程度において分けるということでございます。これは我々「危険階級」という言い方をしているんですけれども、それが付属資料4の一番右下に書いてあるやり方でございます。先ほど、二次共済掛金標準率を求めましたが、仮に二次共済掛金標準率の3類を分けようということになった場合、危険のレベルを四つに分けるということであれば、当然おへそは、この二次共済掛金標準率の3類に合わせていただくという形で、地域に応じて危険階級分けを行っていただくということでございます。

算定方法は以上のとおりでございますが、これに基づく掛金率の動向ということで、いつもなら、全国平均の共済掛金標準率が現行と比べてどのくらいになるか、というのをお示しするべきなのでございますが、この時期でございますので、恐縮でございますが、被害率の動向でしかお示しできません。

それをご説明いたしますが、参考資料の6ページを見ていただけますでしょうか。まず、果樹でございますが、収穫共済というのでまとめてございます。算定期間が現行の掛金標準率は昭和58年産から平成14年産でございます。今度は昭和61年産から平成17年産ということになるわけでありまして、被害率の動向は、このようでございますが、下の表の参

考で見ていただきまして、昭和58年産から平成14年産の被害率平均値、全国ベースにしているのが共済金額のウェイトというのが入っておりますけれども、また地域によって当然違うのですが、全国ベースでならしてみると、5.7%でございます。

その下の段に昭和61年産から平成16年産の平均値と書いてあります。計算は平成17年まで行うのですが、まだ17年産が集計中ですので、19年間で平均したものでございます。これが収穫共済でいうと5.8%ということで、若干上がるかなというところです。樹種別には、その内数で、みかん、りんご、なしと書いてありますが、若干上がるかなという感じがございます。ただし、先ほど信太監理官からもありましたが、17年産はそれほどの被害を受けておりませんので、これほどまでには上がらないのではないかなというように見通しているところでございます。

続きまして、同様に畑作物を見ていただきたいと思います、13ページでございます。畑作物共済につきましてまとめて書いてございます。先ほどの果樹と同様にご説明をさせていただきますが、下の参考のところで、昭和58年産から平成14年産の被害率の平均値が4.7%、昭和61年産から19年間の平均値が4.8%ということで、これも少し19年間の平均値が少し上がるかなという感じですが、これは果樹と同様に17年産がそんなに被害を受けておりませんので、とんとんかなというような見通しを立てているところでございます。

ばたばたと資料を使わせていただきまして恐縮でございました。雑多でございますが、説明は以上でございます。

○前川部会長　ありがとうございました。

質疑・応答

○前川部会長　ただいま諮問事項につきまして事務局から説明をいただきました。少々複雑な算定方式ですが、本件につきましてご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大木委員　算定方式の前に、この共済の掛金というのは、自然災害に遭ったものというようなご説明だったと思うんですが、例えば、このごろ、りんごが故意的につつかれちゃって、みんな商品にならないとか、そういうのがありますね。そういうものの被害は、この共済の支払対象にならないかということ。それからもう一つは、この間、栃木県に行きましたら、ハクビシンとかタヌキの被害がものすごく多いということなので、そう

いう状況に遭ったときの被害は、どうなのかということ。とても詳しいご説明の前に、本当に初歩的なことなんですけれども、そこからまず教えていただきたいと思います。

○信太保険監理官 ただいまのご質問でございますが、果樹、畑作に限らず、水稻もみんなそうですが、農業共済の場合に、すべての共済目的において、共済事故として鳥獣害は入っておりますので、その部分はすべて共済事故としてカウントするということになっております。ちなみに、平成17年度の鳥獣害による共済金の支払額、全国の合計ですが、大体6億6,000万円ぐらいが共済金として支払われているところでございます。一昨年は逆に台風があれだけありまして、鳥獣が、山で餌がないので、かなり里に下りてきて結構被害が出たと思いますが、その16年度は10億円を超える共済金を支払っております。17年度は比較的鳥獣害の被害が少なかったため、6億6,000万円の支払となっているところでございます。

○大木委員 鳥獣被害というのは自然ですよ。だけど、例えば、りんごなどが傷をいっばいつけられちゃって売り物にならなかったという被害の場合は、共済の支払対象になりますか。テレビで、故意的にすごく、せっかく売ろうと思ったのが売れなくなったというのをやっていたものですから、それも被害にあたるのかどうか、ということをお教えいただきたい。

○信太保険監理官 今、言われたのは、人がつついて、ということですか。

○大木委員 人がつついてです。自然じゃなくて、人が全部あけてしまったというのがあったんですよ。そういう場合には、生産者にとったらすごい被害だろうと思うんですよね。そのときの対策というのはどうなんですか。

○信太保険監理官 人為的な被害は共済事故の対象となりません。

○大木委員 じゃ、それはどこで……。ここじゃなくて、また違う対策があるわけですか。

○信太保険監理官 当然、それについては、被害を受けた農家あるいは届出を受けた警察が犯人を探して解決するということになるわけでございます。農業共済としては、共済事故に該当しないため、共済金は支払われないということでございます。

○大木委員 はあ。じゃあ、気の毒ですよ。

○實重参事官 ちょっと補足させていただきますと、恐らく、人為的な被害の場合は、一番極端なのは盗難ですよ。持っていっちゃう。そういう場合がありますけれども、その場合は、犯人と申しますか、加害者と被害者の間で損害賠償のような別の法的な請求ができますので、お互いの民事関係になります。もちろん刑事的に盗難だというようなことに

なると、刑事的な処罰を受ける可能性がありますけれども、人間と人間の関係は民事上の損害賠償請求なり、そういう方で処理されるということなんだろうと思いますけれども。

○大木委員 だから、犯人がわかればいいですけども、本当にみんな傷つけて、全然わからなかったときの被害者である生産者に対する対策というのは、どういうものがあるのでしょうかね、ということをお聞きしたかったんですよ。それはここでは無理なことでしょうか。

○村上保険課長 今、信太監理官の方から申しあげましたように、農業共済の対象となります共済事故は法律上限定列挙されておりまして、その中には、人為的な被害は含まれないということになっておりますので、それは農業共済の世界で支払うことはできないということでございます。

犯人が見つければ、その者に別途損害賠償を請求していただくということになります。犯人が見つからない場合に、どうするかということでございますが、少なくとも、それは農業共済の世界では対応できないということになります。別途ですね、一般的に農家に対して用意されております低利融資措置とか、そういうのを適宜活用していただくという話になるかと思います。

○大木委員 初歩的なことをお伺いしてすみませんでした。

○實重参事官 人間と人間の場合、いろいろなケースがございますけれども、例えば産直で物を送ったけれども、代金を払ってこないというようなケースとか、いろいろなケースが営農に伴って起こります。詐欺ですとか、そういうものをいろいろな形でセーフティネットと申しますが、損害が生じた場合に補填できないかということを、いろいろな分野で、例えば地産地消の分野とか、それから、新しい革新技术の分野とか、いろいろな分野で検討はしております。いろいろな損害保険会社さんがおられまして、これは、今、大変複雑な設計を聞きましたけれども、ケース・バイ・ケースで保険設計をしないといけないそうでございます、オーダーメイドになりますけれども、オーダーメイドなので掛金率が高かったりするのかもしれませんが、そういう研究も進めているところでございます。

○前川部会長 よろしいでしょうか。

○大木委員 はい。

○前川部会長 ほかに……。桑田委員。

○桑田委員 大変貴重な時間をいただいて恐縮でございますが、今日のこの算定方式とは直接関係ないかもしれませんが、いよいよ品目横断的な経営安定対策も平成19年産から導

入されるというような重要な時期でもございますし、また果樹につきましては、現在実施をいただいております果樹経営安定対策が平成18年度で終わる、というような大事な時期でもございまして、ちょっとピント外れかもしれませんが、お礼やらお願いやらを兼ねて、ちょっと申し上げたいと思いますので、お許しいただきたいと思います。

今年の災害状況につきましては、先ほど資料7の中にございましたように、年初めから今日まで、幾つかの態様の異なった災害が発生をいたしております、とりわけ台風13号は、この資料7にもありますように、九州を中心にしまして非常に大きな被害となったわけでございます。被災された農家の方々には改めてお見舞を申し上げたいと思う次第でございます。

現在、農業共済各団体におきましては、先ほどの参事官のごあいさつにもありましたように、共済金を早くお支払いをするということで、被害の把握、あるいは損害評価に全力を挙げて取り組んでいただいているところでもございます。

例えば、特に13号で被害の大きかった佐賀県などにおきましては、潮風害で水稻、大豆に非常に大きな被害が出たわけございまして、被災の農家の皆さんの中には、大規模農家の皆さん、あるいは集落営農、そういうような形で担い手が非常に多くおられるというふうにも聞いておるわけございまして、この担い手の農家の皆さんにおかれましては、先ほど申し上げましたように、いよいよこの平成19年産から導入されます品目横断的経営安定対策に加入いただいたり、あるいは今後も地域農業というのを支えていただくことになると思うわけでございますけれども、今回の台風被害を見ましても、災害対策として、農業共済の機能あるいは役割というのは、品目横断的経営安定対策の導入後も何ら変わらないわけあり、むしろ非常に重要になってくるわけございまして、特に経営安定のためには安定対策の加入とあわせまして、農業共済に最高補償割合で加入するということが極めて重要になってくるわけでございます。それは先ほど、参事官のごあいさつの中にもあったとおりでございます。

つきましては、畑作物共済の関係では、一昨年、これも資料7にございますように、観測史上最高の数の台風が上陸いたしました。被害を受けられた農家から、そば共済の新規実施、また現在、最高8割補償となっております大豆やばれいしょの全相殺方式を9割補償にぜひ改善していただきたいというような要望も出されておるわけございまして、いろいろご検討を賜っているわけでございますが、これが、ぜひ実現いただくようお願いを申し上げたいと思う次第でございます。

また、これまでも度重なる制度改革が行われまして、日本における災害補償というのは非常に素晴らしいといえますか、日本という風土に合った補償制度だと私は思っております。これからも今申し上げました項目に限らず、今後も生産現場の要望というのを踏まえていただきまして、その対応を、ぜひお願いを申し上げたいと思う次第でございます。これは質問ではございませんので、お願いということでご理解をいただければと、こんなふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、品目横断的経営安定対策の対象とはなっていない果樹でございますけれども、冒頭に申し上げましたように、現在も実施をされております果樹経営安定対策というのが、いよいよ平成18年度限りで廃止となるわけでございます。今後は経営安定に果たす果樹共済の役割というのも、これまた従来にも増して重要になってくるわけでございます。先ほどの資料でもありましたけれども、加入率は低いわけでございますけれども、私ども農業共済団体といたしましても、一層の加入促進に努めていかなければならんということを切実に感じておるわけでございます。

既に農水省におかれましては、災害収入共済方式の運用改善、あるいは新たな組合員等の危険段階別の共済掛金率の設定方法の導入などの措置をとっていただきまして、例えば、静岡でございますけれども、こういうものを活用させていただきまして、うんしゅうみかんのこれまでの10倍の加入率となるというような、非常に大きな効果を上げておるわけでございます。こうした改善措置について、感謝を申し上げる次第でございます。農業共済団体としましても、こうした改善いただいた措置というのを踏まえまして、一層この制度を活用していきたいと、こんなふうにも思っている次第でございます。

また、先ほどのご説明にもありましたけれども、全国的には、これは資料6の8ページにもございますように、非常に加入率が低くなっております。中には高い加入率の優秀事例、あるいは組合等もあるわけでございますけれども、そうした事例を見てまいりますと、特徴の一つとして、早い時期から加入推進への取組というのがあるわけございまして、早い時期からの加入推進のためにも、料率の内示とか告示等の時期を早くしていただければと。これはいろいろな作業手順があると思いますけれども、そういう中で今後の料率の告示までのスケジュールが、もしこの場でお聞かせいただければ大変ありがたいと思う次第でございます。

なお、農水省におかれましては、今年の6月に果樹の主産9県におきまして、行政あるいは関係団体も出席しての、果樹共済加入促進に係ります現地説明会の開催を賜りました。

果樹共済の加入推進には、行政、関係団体との連携協力が不可欠でございまして、今後も引き続き行政と団体が一体となりました普及推進に対するご指導を、ぜひお願い申し上げたいと思う次第でございます。

本日のこの算定方式の審議の内容と若干外れた部分があったと思いますけれども、農業共済制度がいよいよ重要になってまいります。そういう意味におきまして、委員の皆様方にもご理解をさらに深めていただきたいという思いを込めまして、発言をさせていただきました。お許しいただきたいと存じます。ありがとうございました。

○前川部会長　ありがとうございました。何かこちらからございますでしょうか。

○村上保険課長　それでは、私の方からお答えしたいと思います。

まず最初の、大豆やばれいしょの補償割合の引き上げや、そばの共済目的への追加につきましては、冒頭、参事官のごあいさつの中でも申し上げましたとおり、19年度予算要求の中に盛り込んでおりまして、現在、財政当局と協議を行っているというところでございます。これが実現できるように最大限努力していきたいと考えております。

それから、料率告示のスケジュールでございますが、畑作物共済の中でも、茶や春蚕繭につきましては、共済責任期間が12月から始まります。またばれいしょも年明けから始まるということで、これらの品目につきましては、本日答申をいただきましたら、その後、可能な限り早急に都道府県あてに内示を行いまして、11月中旬ごろには告示を行いたいと考えております。その他の畑作物共済の品目及び果樹共済につきましては、11月中に内示を行いまして、来年1月上旬に告示を行いたい、そういうスケジュールで考えております。

それから、果樹共済についてでございますが、加入率が現在、まだ低い状況でございますので、今年の5月に運用改善措置を講じまして、都道府県への通知、それから都道府県を集めた周知のための会議、さらに主産県への現地キャラバン等も行ったところでございます。今後とも一層、改善措置についてのPRに努めて、少しでも加入率向上を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○前川部会長　ありがとうございました。

○酒井委員　農業共済の制度は、健全的な維持がぜひ必要だろうと思っております。2点お聞かせいただきたいのですが、一つは対象品目が果樹の場合には16品目、畑作の場合は12品目です。その品目指定についての背景についてお話をいただきたいと思います。将来的には、これを増やすのか、減らすのかということです。

それから、もう一つは、制度維持の中では、モラルの堅持というのがぜひ必要だろうと思いますが、団体あるいは農家等への指導の現状について、お聞かせいただきたいと思います。

○村上保険課長 それでは、まず1点目の、品目指定を今後どうするのか、増やすのか減らすのか、ということですが、基本的な考え方といたしましては、農業共済の対象品目は農政上重要な品目であって、かつ保険設計が可能な情報収集が終わっているもの、それからさらに引受・損害査定が技術的に可能なもの、こういうものについて、共済の対象品目とする、というのが基本的な立場でございます。

したがって、果樹共済、畑作物共済の品目につきましても、一つには現在指定されている品目の中でも農政上重要であって、かつ、これまでは引受や損害査定が技術的に難しいというような問題があった品目であっても、それがある程度技術的に解決された、あるいは必要なデータが集まったというものについては、順次指定していきたいと考えております。19年度予算要求に盛り込んでありますそばの追加も、このような考え方に立っているものでございます。

ただ、逆に、農政上の重要性が減少しているようなものなどが、もしあって、例えば生産金額が非常に減少してきたとか、そういうものが、もし出てくれば、それはその時点で共済目的から削除するというようなことも、理論的にはあり得るということでございます。いずれにいたしましても、そういう基本方針で対処していきたいということでございます。

それから、2点目の「モラル」の問題でございますが……

○酒井委員 制度維持の上でのモラルの堅持というのが、絶対不可欠だろうと思いますが、制度を維持していく中での団体、あるいは農家等への指導の現状につきまして伺います。

○村上保険課長 すみません、それは、いわゆる「モラルハザード」の問題でございますか。要は不正な共済金請求をする……

○酒井委員 はい。

○村上保険課長 私ども、現状では農業共済につきましては、大きなモラルハザードが起きているとは考えておりません。まず第一に、制度の仕組み方といたしまして、モラルハザードが起きないように、ある程度の足切割合を設ける。いろいろ引受方式がございますけれども、共済金の支払機会が多い方式ほど、例えば全相殺より半相殺、半相殺より一筆方式、これはそれぞれ支払機会が多くなりますので、そういうものは足切割合も大きくするというような、そういうモラルハザードが起こりにくい仕組みを設けているところでござ

ざいます。

また実際の損害評価に当たりまして、組合等が、まず現地で悉皆調査を行いまして、さらに連合会が抜取調査を行って、そのチェックを行う。さらに、国が再保険金を支払う必要があるようなものにつきましては、国におきましてチェックを行う、という方式をとっておりますので、現在までのところ、何かそんな不正な請求があったとか、そういう大きなモラルハザードが起こっているとは考えておりません。それなりにちゃんと動いているのではないかと考えております。

○酒井委員 ありがとうございます。

あと1点だけ、これは、あくまでも私の感想ですが、先ほどの算定方式を聞かせていただきまして、共済目的の種類あるいは対象品目、引受方式、生産地の母集団の構成、あるいは責任分担、非常に複雑な要因を組み合わせ、恐らくこれは長い間の経験の中から、それを確認しながら進行してきたと思っております。しかも、この課題は、農業生産というのは国家維持の上で一番不可欠な問題でございます。行政につきまして、現在、省力化あるいは削減と出ておりますけれども、ぜひともこの制度維持のために、人材あるいは制度の確保に全力を尽くしていただきたいというのが、私の感想でございます。よろしくお願いいたします。

○前川部会長 ありがとうございます。

いかがでしょう。ほかにございますでしょうか。もし、ございませんでしたら、このあたりで、本件の審議を終了させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

諮問事項の議決

○前川部会長 それでは、諮問事項の 及び の果樹共済の共済掛金標準率の算定方式についてと、畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式については、適当と認める旨、議決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前川部会長 ありがとうございます。全員、異議なしと認めます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第9条第2項の規定により、議事の決定に必

要とされている出席委員の過半数を超えておりますので、本部会は本件につきまして適当と認める旨議決いたします。

なお、本部会の議決につきましては、食料・農業・農村政策審議会経営分科会における農業共済部会の設置についての第3条の規定によりまして、分科会の議決とするとともに、食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条第1項の規定によりまして、審議会の議決とみなすこととされておりますので、農林水産大臣に答申いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、本日の予定の調査審議事項はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもご協力、ありがとうございました。

閉 会

○池田保険数理室長 前川部会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方には、お忙しいところ熱心にご議論いただきまして、また応援の言葉もいただきましてありがとうございました。

その他ということですが、連絡事項は特にございませんので、以上をもちまして、農業共済部会を閉会させていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

午前11時50分 閉会